

地方独立行政法人市立秋田総合病院物品購入公募型指名競争入札実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日
理 事 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「病院」という。）が発注する物品の買入れ等（以下「物品等」という。）について、公募型指名競争入札を実施するため、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程（以下「会計規程」という。）、地方独立行政法人市立秋田総合病院物品入札参加者資格審査要綱、地方独立行政法人市立秋田総合病院物品請負業者選定要領（以下「物品請負業者選定要領」という。）および入札心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品等)

第 2 条 1 件の予定金額が 160 万円を超える物品の買入れ・修繕および 1 件の予定金額が 250 万円を超える物品の製造請負については、公募型指名競争入札を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市立秋田総合病院医療機器購入機種選定委員会において機種が選定された医療機器については、公募型指名競争入札を実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 緊急性を要するもの
- (2) 会計規程第 45 条の規定により随意契約によるもの
- (3) その他公募型指名競争入札を実施することが適切でないもの

(入札参加資格者)

第 3 条 公募型指名競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第 24 条において準用する契約事務規程第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定による資格を有すること又は地方独立行政法人市立秋田総合病院物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 契約事務規程第 24 条において準用する契約事務規程第 7 条の規定に該当しないこと。
- (3) 秋田市の指名停止期間中でないこと。
- (4) その他物品等ごとに定める要件を満たすこと。

(入札内容の掲示)

第 4 条 理事長は、公募型指名競争入札を実施する場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 入札に付する物品等の名称、納品場所および納期

- (2) 物品等の仕様
- (3) 入札予定日時
- (4) 入札に参加する者に必要な要件
- (5) 入札参加申込の方法等
- (6) 指名通知の時期
- (7) 契約締結時期等
- (8) その他必要な事項

2 前項の掲示は、病院のホームページへの掲載に代えることができるものとする。
(入札参加申込等)

第5条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、公募型指名競争入札参加申込書(様式1。以下「申込書」という。)を理事長に提出しなければならない。
(提出書類等の審査)

第6条 理事長は、提出された書類等を審査し、適当と認められた者を公募型指名競争入札に参加する資格を有するものとして、市立秋田総合病院物品請負業者選定審議委員会の審議を経て認定するものとする。
(指名)

第7条 理事長は、前条の規定に基づいて認定した者を公募型指名競争入札の参加者(以下「参加者」という。)として指名するものとし、その代表者に指名の通知をする。

2 理事長は、前条の規定に基づいて認定された者が3者以下の場合、5者以上の競争となるように参加者を追加して指名することができる。この場合における参加者の追加の指名は、物品請負業者選定要領の定めるところによる。
(仕様書等の閲覧等)

第8条 公募型指名競争入札の対象となる物品等の仕様書は、第4条の規定による掲示をした日から閲覧又は貸出しを行うものとする。
(非指名者への理由説明)

第9条 理事長は、第5条の規定により申込書を提出した者のうち、第7条の規定により指名されなかったもの(以下「非指名者」という。)に対して、所定の期限内に指名されなかった理由について説明を求めることができる旨を付記し、通知するものとする。

2 理事長は、非指名者から指名されなかった理由について書面により説明の求めがあった場合は、書面により速やかにその理由の説明を行うものとする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。